

パートナーだからこそ思いやりを

確認しよう、 パートナーとの接し方

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者や交際相手等のパートナーから受ける暴力をいい、性別や年齢を問わず、体力・経済力・社会的影響力等で強い立場の人が思い通りに相手を動かすために振るわれ、決して許されるものではありません。

令和6年度の区政世論調査の結果では、殴る・蹴る等はDVであると回答した方は8割を超えた一方、電話等を監視する・長時間無視する等がDVであると認識している方は6割程度という結果になりました。

身体的な暴力以外でも、DVとなる暴力があります。改めて、パートナーとの接し方を確認してみましょう。

問合せ アクト21
☎ (3809) 2890



DVは重大な人権侵害です

DVは、日ごろからの言葉や暴力で相手を支配する行為をいい、対等な関係の2人が何らかの理由で争う「けんか」とは異なります。DVの暴力には、殴る等の身体的な暴力のほか、精神的・経済的・性的暴力があり、徐々に被害者の尊厳を奪うため、被害者が被害に気づきにくい特徴があります。また、加害者から「お前が悪い」「原因はお前だ」と言われ続け、「自分が原因なのか」と自分を責めてしまう人もいます。

束縛は愛情ではありません。パートナーとの関係に不安を感じたら、相談窓口にご相談しましょう。

これらはすべて DV です

どのような理由があっても、暴力は絶対に許されません

身体的暴力

殴る、蹴る、突き飛ばす、髪を引っ張る、物を投げつける、首をしめる、腕をねじる



精神的暴力

怒鳴る、家族・友人との関わりを持たせない、電話・SNS等を監視する、外出を制限する、長時間無視する、大切なものを壊す、人格を否定する



経済的暴力

生活費を渡さない、内緒で借金を繰り返す、仕事を辞めさせない・辞めさせる、勝手に貯金を使う



性的暴力

性行為を強要する、性的な映像を強引に見せる・撮影する、避妊に協力しない

